

今後の個別の指導・助言のあり方について（案）

- 「登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起」「登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討」及び「都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善」の3点に取り組む。

1. 登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起

政治資金監査制度は、外部性を有する登録政治資金監査人による監査を通じて、収支報告書の適正の確保と透明性の一層の向上を図ることが期待されており、その適確な実施に疑義が生じるような誤りは政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねない。このため、**登録政治資金監査人に対し、研修において改めて以下の意識喚起を行う。**

- ① **政治資金監査制度の意義及び登録政治資金監査人の責務**
- ② **（政治資金監査報告書は収支報告書とともに公表されることから）適確でない政治資金監査を行った場合、社会的に厳しい評価を伴う可能性がある旨**

2. 登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討

形式的な誤りの防止の観点から、**政治資金適正化委員会ホームページ**に関して以下の改善を図り、登録政治資金監査人に活用を呼びかける。

- ① **政治資金監査に関する情報の一覧性の向上**
登録政治資金監査人に対し、**必要な様式・政治資金監査チェックリスト・誤り事例集等の情報を一覧しやすいウェブサイト**を構築する。
- ② **監査対象年に対応した様式の提供**
監査対象期間や根拠条文等の形式的な誤りを防ぐべく、**政治資金監査の対象年ごとに、予め監査対象期間が記入された類型別の様式を政治資金適正化委員会ホームページに掲載し、様式をダウンロードして政治資金監査報告書を作成するよう登録政治資金監査人に呼びかける。**

③ フォローアップ研修未受講者への受講呼びかけの強化

個別の指導・助言の対象者に対しては、従前よりフォローアップ研修の受講を呼びかけているところだが、当該呼びかけ後においても**フォローアップ研修の受講実績がない者(直近3年間における未受講者)**に対し、**フォローアップ研修受講を促すためリマインドを行う。**

3. 都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善

○「個別の指導・助言に係る都道府県選挙管理委員会へのアンケート」への回答を踏まえ、**個別の指導・助言に係る各都道府県選挙管理委員会の報告事務フローについて、以下の改善を行う。**

ア 報告期限の見直し

収支報告書の要旨公表の作業時期と並行しないよう、**当委員会事務局への報告期限を12月下旬とする。**

イ 報告事務要領の改善

報告の基準等について記載の明確化を行う（報告の基準そのものは変更しない）。

ウ 個別の指導・助言の取組結果の周知の強化

当委員会事務局へ**報告のあった事例全てについて、指導・助言対象者名等を匿名化した上で、全ての都道府県選挙管理委員会に対し周知**するとともに、各都道府県選挙管理委員会の実情を踏まえつつ、周知内容の積極的な活用を促す。

(参考) 令和4年分以降の「収支報告書(定期分)に係る政治資金監査」の取扱方針

個別の指導・助言の取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るために有意義なものであることから、継続的に実施する必要がある。

本取組については、これまで毎年委員会において(指導・助言対象者の決定と合わせて)次年度分の取組継続を決定してきたが、今後は(上記3(3)②の報告期限の見直しも踏まえ)委員会で逐次決定を行うのではなく、毎年12月下旬に各都道府県選挙管理委員会等に対して次年度分の提出依頼を行う取扱とする。